

令和8（2026）年度岡山県職員採用選考案内 【公務員経験者採用】

岡山県総務部人事課

**国・都道府県等で培った知識・経験を生かして、
即戦力として活躍できる人材を求めています！**

- ・ I J U ターン希望者で、行政実務経験を生かして仕事をしたい方
- ・ 育児、介護等の事情により退職したが、再度働きたい方
- ・ 岡山県をより良くしたいという意欲のある方 など

* S40.4.2以降に生まれた方（61歳）まで申し込めます。

* 幅広い職種を募集しています。

* 選考内容は書類審査と面接のみ！特別な対策は必要ありません。

1 申込受付期間及び期限

インターネット（電子申請）により申し込んでください。

【岡山県電子申請サービス】

https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_detail?temSeq=57123

※右の二次元コードから、スマートフォン等での申込みも可能です。

※インターネット環境が必要となります。

※電子申請は、システム管理等のため、一時的に使用できない場合があります。

※パソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

※インターネット環境がないなど特別な事由により、電子申請ができない方は、下記の各申込受付期限の1週間前までに人事課（TEL：086-226-7217）へご連絡ください。



申込受付期間	令和8（2026）年5月15日（金）～12月1日（火）
申込受付期限	上記受付期間内に、下記のとおり計3回の受付期限を設け、各期限までに申込のあった者について、その都度選考を行います。 <u>ただし、申込については本試験について1度限りとします。</u> 【申込受付期限（3回）】 ① 6月15日（月）12：00 ② 9月 1日（火）12：00 ③ 12月 1日（火）17：00

2 採用職種、採用予定数、職務内容

採用職種	採用予定数	主な職務内容
行政 (事務)	若干名	知事部局、教育委員会等において、各種施策の企画、許認可事務、国・市町村との連絡調整、経理、庶務などあらゆる分野の幅広い業務に従事します。
技術 (※)	若干名	知事部局等において、それぞれの職種に応じた専門的業務に従事します。 ◆ 職種間、部局間交流のため、受験した内容以外の職務等に従事することがあります。
※ 技術の場合、以下の職種から採用を希望する職種を選択してください。 環境、衛生、農業、土木、農業土木、畜産、林業、建築、電気、保健師、 薬剤師、獣医師、児童福祉司、心理判定員		

※ なお、試験は全3回を予定していますが、各職種の人員状況等により第2回目以降の実施を休止する場合があります。その場合は、岡山県総務部人事課のホームページでお知らせします。

3 申込資格

【全採用職種に共通する申込資格】

次の各号いずれにも該当する者

- (1) 昭和40年4月2日以降に生まれた者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者
- (3) 国、都道府県又は人事委員会を置く地方公共団体において、受験職種と同様の職務内容に従事した職務経験（※）を3年以上（申込時点）有する者

※「職務経験」については、次の点に留意して下さい。

- ・期限の定めのないフルタイム勤務の職員として、1年以上継続して就業した期間を指します。
 - ・複数の職務経験がある場合は、通算できます。（1年以上継続して従事した期間のみ該当）
 - ・休暇、休業、退職等のため、連続して1ヶ月を越えて従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は除きます。
 - ・月単位で算定します。月の途中で就職、離職等により従事期間が1ヶ月に満たない場合は通算できません。
- (4) 申込時点で、国、都道府県又は人事委員会を置く地方公共団体を退職している場合は、退職した日の翌日から起算して5年を経過していない者
 - (5) 申込時点で、岡山県職員又は岡山県内市町村職員ではない者（任期付職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員を除く。）
 - (6) 日本国籍を有する者
- ただし、採用職種のうち保健師については不要です。

※ 最終合格後、職務経験等の確認のため職歴経歴書を提出していただきます。申込資格を満たさないことが判明した場合や申込内容に虚偽があった場合は、採用される資格を失うことがあります。

以下の採用職種については、下表の資格・免許等が必要です。

採用職種	採用職種ごとに必要とする免許又は資格等
衛生	食品衛生監視員の資格
獣医師	獣医師の免許
保健師	保健師の免許
薬剤師	薬剤師の免許
児童福祉司	児童福祉司の任用資格
心理判定員	大学又は大学院等において心理学を修め、学士又は修士等と称することを得る者

◆食品衛生監視員は次のいずれかに該当する者です。

- ・都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者（平成27(2015)年4月1日前に厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設を含む。）
- ・医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師
- ・学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者
- ・栄養士で2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有する者

◆児童福祉司（児童福祉法第13条第3項第1号、2号及び7号に該当する者のみ）及び心理判定員については、それぞれ必要な課程を修めたことを証明する成績証明書

◆児童福祉司のうち児童福祉法第13条第3項第1号、2号及び7号に該当しない者については、最終学校の成績証明書

◆「心理判定員」「児童福祉司」に関する申込資格

特定性犯罪事実該当者でないこと

- ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

4 選考の方法

試験種目		試験の内容
一次試験	書類審査 (100点)	<ul style="list-style-type: none"> ■職務経歴書 経験の有用性等の評価 ■エントリーシート 必要な知識、経験、能力、意欲等の評価 ※ 職務経歴書及びエントリーシートについては、申込時に提出していただきます。
二次試験	口述試験 (100点)	<ul style="list-style-type: none"> ■個別面接 必要な知識、経験、能力、意欲等の評価

※ 一次試験の可否については、得点の高い順により決定します。ただし、一定の基準に達しない場合は不合格とします。

※ 二次試験合格者は、一次試験の成績にかかわらず、二次試験の得点の高い順により決定します。ただし、一定の基準に達しない場合は不合格とします。

5 選考日程、会場等

受付期限	区分	選考日程	選考会場	合格発表日
6/15	一次試験			令和8年7月6日 午前9時
	二次試験	令和8年7月13日～7月19日のうち いずれか指定する1日 ※	岡山県庁 他 ※	令和8年7月29日 午前9時
9/1	一次試験			令和8年9月24日 午前9時
	二次試験	令和8年10月1日～10月7日のうち いずれか指定する1日 ※	岡山県庁 他 ※	令和8年10月16日 午前9時
12/1	一次試験			令和8年12月15日 午前9時
	二次試験	令和8年12月22日～12月28日のうち いずれか指定する1日 ※	岡山県庁 他 ※	令和9年1月8日 午前9時

※ 二次試験は、一次試験合格者に対して実施します。

※ 二次試験の日程及び選考会場の詳細は、一次試験合格通知の際にお知らせします。

6 合格発表

合格者の発表は、岡山県総務部人事課の掲示板及び岡山県総務部人事課のホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/6/>) に合格者の受験番号を掲載します。

また、最終合格者には、合格通知書を送付します。発表日から、1週間を経過しても通知書が届かない場合には、岡山県総務部人事課（TEL：086-226-7217）まで必ず連絡してください。（不合格者に対しては通知しません。）

なお、一次試験合格者発表については、郵送による通知は行いません。二次試験日時などが記載された書類をメールで送付します。

※ ホームページへの掲載時間については、システムの都合上、遅れる場合があります。

7 採用

採用時期は、原則として、令和9（2027）年4月1日です。ただし、最終合格者には採用希望時期等の意向を伺いますので、状況に応じて年度中途に採用される場合があります。

採用される職級は、職務経験等に応じて、副参事級（行政職5級相当）以下となります。

8 勤務条件等

（1）給与（参考）

令和9年4月採用者の初任給（基本給）月額は、下表のとおりです。

職 種	初任給（基本給）月額	備 考
獣 医 師	339,448円	第一種初任給調整手当含む
保 健 師	273,400円	大学卒業程度
薬 剤 師	268,700円	大学卒業程度
そ の 他 (行政職給料表適用職種)	243,900円	大学卒業程度

※ 職歴については、一定の基準により加算されます。

※ 配属先によって適用給料表が異なるため、金額が変わることがあります。

※ 上記のほか、諸手当（扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等）が支給されます。

※ 今後の給与改定等の状況によっては、支給額が増減することがあります。

※ 60歳に達した日後の最初の4月1日以後については、岡山県職員給与条例（昭和26年3月20日岡山県条例第18号）附則第8項の規定により、当該職員に適用される給料表の給料月額に100分の70を乗じて得た額となります。

（2）勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の8時30分から17時15分までで、週38時間45分勤務ですが、所属によっては変則勤務となることがあります。

（3）休暇

年次休暇（年20日、残日数は20日を限度として翌年に繰越し。ただし、採用の年は、採用月により付与日数が変わります。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、ボランティア等）、介護休暇等があります。

前職から期間をあけることなく採用された場合であっても、前職の年次休暇は引き継

ぎません。

(4) 退職手当

前職（公務員のみ）から期間をあけることなく採用された場合は、国や各地方公共団体の規定によっては、退職手当の計算上、前職の在職期間が本県の在職期間に通算されることがあります。

9 受験にあたっての留意事項

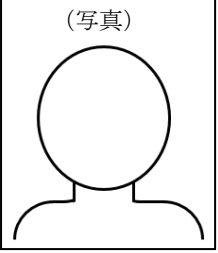
- ・ 自家用車による選考会場への来場はできません。
- ・ 身体に障害があり、試験会場において配慮を必要とする場合は、あらかじめ岡山県総務部人事課まで連絡してください。
- ・ 当該試験に係る日程等を変更する場合があります。変更する場合には岡山県総務部人事課のホームページに掲載してお知らせしますので、必ず事前に確認をお願いします。

人事課ホームページ：<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/6/>

10 電子申請手順

- (1) 1に記載のURLから、『岡山県電子申請サービス』にアクセスし、入力フォームで必要事項を入力し、次の書類等を添付して送信します。この際、送信後に通知される整理番号を控えておいてください。
 - ①職務経歴書（別紙指定様式※）顔写真データも添付してください。
 - ②エントリーシート（別紙指定様式※）
 - ③必要とする免許又は資格等を証する書類の写し※①及び②については、岡山県総務部人事課のホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/6/>）に掲載している指定様式に必要事項を記入した上で送信してください。
- (2) 申込内容に不備等がある場合には、「申請書の修正のお願い」のメールが届きますので、『岡山県電子申請サービス』にログインし、「申請状況確認」メニューから申込内容等を再度確認の上、修正を行ってください。
- (3) 申込内容及び修正内容に不備がなく審査が完了した場合、各受付期限以降に「受験番号交付のお知らせ」がメールで届き、申込手続が完了となりますので、本メールへ記載される受験番号を確認してください。
- (4) 一次試験合格者へは、二次試験日時などが記載された書類をメールで送付します。

〈顔写真データ添付時の注意事項〉

顔写真について	写真の見本
以下の条件を満たす写真を準備すること <input type="checkbox"/> 本人のみ上半身が撮影されたもの <input type="checkbox"/> 申込み前6か月以内に撮影されたもの <input type="checkbox"/> 無帽で正面を向いたもの <input type="checkbox"/> 背景や影がないもの <input type="checkbox"/> 受験時に眼鏡を着用する場合は、必ず眼鏡を着用したもの	<div style="text-align: center;">  <p>(写真)</p> </div>

11 選考結果の情報提供

(1) 窓口における情報提供

この選考の結果については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定により、窓口で情報提供を受けることができます。なお、電話、郵送等による情報提供はできません。受験者本人が身分証を持参の上、8時30分から17時までの間に直接岡山県総務部人事課へお越してください。（土曜日、日曜日及び祝日は受付していません。）

提供を受けることができる者	提供内容	提供期間	提供場所
一次試験不合格者	一次試験の得点、順位	一次試験合格発表の日からおおむね1か月間	岡山県総務部 人事課
一次試験合格者	一次試験の得点、順位並びに二次試験の得点及び順位（ただし、二次試験を受験しなかった者は、一次試験の結果のみ）	二次試験合格発表の日からおおむね1か月間	

(2) 郵送による情報提供（二次試験受験者のみ）

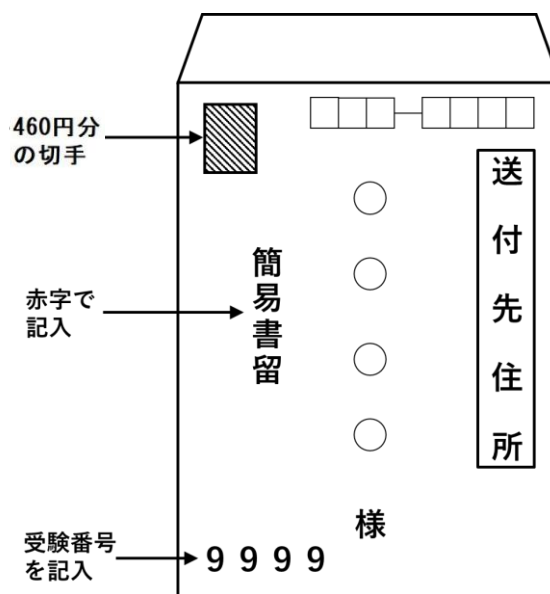
郵送でも選考結果の情報を提供します。住所・氏名を記載した封筒（長形3号）を用意し、460円分（簡易書留相当分）の切手を貼り付けて、封筒の表の左下に受験番号を記載の上（下図参照）二次試験日に持参してください。持参した封筒は受付時に回収します。提供する内容は（1）の窓口における場合と同じです。

※ 返信用封筒は、二次試験日以外は受け付けません。受験申請時等には受け付けませんので、ご注意ください。

また、試験当日に封筒を忘れた場合や切手代金に不備がある場合は受け付けられませんので、希望する場合は、(1)の窓口における情報提供を受けてください。

※ 送付先住所は、申込時に入力した住所(現住所又は不在時連絡先)を記載してください。

※ 情報提供を行う時期は、最終合格発表日からおおむね10日以内を予定しています。



返信用封筒 長形3号
(タテ235mm×ヨコ120mm)

【この選考に関する問い合わせ先】

岡山県総務部人事課 人事班

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2-4-6

TEL : 086-226-7217

岡山県総務部人事課のホームページ

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/6/>

(別紙)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

- 7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。
- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
 - 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
 - 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
 - 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
 - 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押取物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
 - 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
- 8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
 - 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
 - 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
 - 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪
- 2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。